

松木飯塚 税務情報

NO. 50

平成29年度与党税制改正大綱決定一
相続税評価大改正一資産保有会社の自社株移転は年内に、
国外移住者の相続贈与や整形広大地評価に厳しく

松木飯塚税理士法人 / 代表税理士松木慎一郎・飯塚美幸
〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目3番10号元赤坂レジデンス1910号
TEL. 03 (5413) 6511(代) FAX. 03 (5413) 6512
E-MAIL info@mi-cpta.com URL http://www.mi-cpta.com

平成29年度与党税制改正大綱が平成28年12月8日に決定されました。安倍内閣の「デフレ脱却・1億総活躍」の働き方改革での景気回復を目指しながら、所得税改革は中途半端です。

資産関連税制では、財産評価や納税猶予制度・組織再編について見直しなどが入りました。ポイントを追ってみましょう。

相続・贈与税制

■ 自社株類似業種比準方式は利益比準を低く

①平成29年1月1日以後の相続や贈与では、類似業種比準方式の計算では、従来は配当：利益：純資産を、1：3：1としていましたが、1：1：1とします。わざわざ平成11年以前の比率に戻すのは、業績好調企業の単年度の利益圧縮による「節税」封じのためでしょうか。

利益比準が落ちるため、相対的に純資産の高い資産法人の自社株価は上がります。利益よりも資産への課税重視の流れです。

平成29年初からの改正ですので、利益比準が重い方が有利な会社様が譲渡や贈与を実行するなら、年内です。

②会社の規模区分を見直し、類似業種価額を採用しやすい大会社・中会社の範囲を拡大します。

③平成30年1月1日以後相続・贈与について、保有する株式及び出資の価額が総資産価額の50%以上を占める株式保有特定会社の判定基準に新株予約権付社債を加えます。

■ 海外移住 10年内までは相続・贈与全世界課税

親も子も海外に暮らし、5年たったら海外資産を贈与すれば、日本でも現地国でも課税なし、と、移住する親が登場していたそうです。

そこで、平成29年4月1日以後の相続・贈与では、①親も子も、国外居住5年超を10年超に延ばし、②子が外国籍でも国外居住10年以内の親からの相続贈与は全世界課税と、厳しくします。子はともかく、親世代で10年超も日本を離れるのは大変だろうとの判断でしょう。

一方、住所が一時的である外国人駐在者など日本との繋がりが薄い者同士の相続等の場合は、

課税対象を国内財産に限定して、外国人が日本

【改正案】色塗り部分：改正案において国内・国外財産に課税 太線枠内：現行において国内・国外財産に課税
□：国内・国外財産に課税(変更なし) □：国内財産のみ課税→国内・国外財産に課税 □：国内・国外財産に課税→国内財産のみに課税

被相続人 贈与者	相続人 受贈者	国内に住所あり		国内に住所なし	
		【②】 一時的 住所 (※1)	【①】10年(現行5年) 以内に住所あり	【①】10年(現行5年) 以内に住所なし	日本国籍 なし
国内に住所あり		(例1)			(例2)
国内に住所なし			(例3)		国内財産のみに課税 (変更なし)

※1 出入国管理及び難民認定法別表第1の在留資格の者で、過去5年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下の者
※2 日本国籍のない者で、過去15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下の者

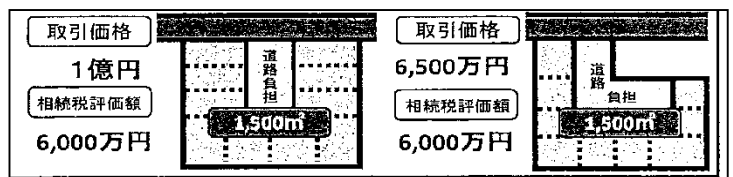
(例1)：家族で日本にいる外国人駐在者が死亡し、その家族が相続
(例2)：日本にいる外国人駐在者が死亡し、本国の家族が相続
(例3)：日本にいる外国人駐在者の親が本国で死亡し、その外国人が相続

従来：国外財産(本国の自宅等)にも課税
改正案：課税対象を国内財産のみに限定

で全世界課税を受けないようにし、優秀な外国人を日本へ招聘しやすくします。

■ 広大地評価は、形状を反映した補正を導入

三大都市圏 500㎡以上などの広大地は、適用の可否により評価額が6割も変わり、税務訴訟



が絶えず、還付ビジネスの温床でした。

平成30年1月1日以後の相続等では適用要件を明確化し、また上記のような同地積でも取引時価が違う土地を、形状・面積に基づき評価するよう下記の評価算式により評価します。

見直し後の広大地評価 = 路線価 × 面積 × 形状(奥行・不整形)補正率 × 規模格差補正率

広大地でも整形地は評価が上がるでしょう。

■ 自社株贈与税納税猶予制度の緩和

平成29年1月1日以後の緩和です。

1. 自社株贈与税の納税猶予制度を受けて、万一取消を受けた場合の贈与税は多額になり、後の相続でも精算されません。その場合に、相続時精算課税を適用することができるようにします。
2. 自社株贈与税相続税納税猶予制度には、5年

間従業員の8割の雇用継続という要件が、この人手不足時代、特例適用を迷わせていました。

従来、従業員数を当初4人の場合の8割は3.2人(切上)→4人の継続確保が必要でしたが、端数切捨し3.2人→3人の雇用継続でOKにします。3. 納税猶予制度を適用した会社の中小企業要件と非上場要件を廃止し、上場OKとなります。

■ タワマン固定資産税・不動産取得税の改正

タワーマンションは、実勢売買価格に比べ家屋の固定資産税評価額が低く相続税節税に利用され、ケシカランとする論調がありました。

平成30年度以後新築の高さ60m超のタワマンの固定資産税と不動産取得税では、建物全体税額を階層別床面積補正率適用後の床面積で配賦します。50階の税額は1階の税額の12.6%増になります。

当初、超高層建物の新築時評価算出が遅いことが問題視されての総務省改正でしたが、評価方法は従来と変わらず、階層差補正は税額計算の課税標準計算にのみ適用するため、計算は従来より複雑になる結果になっています。

そして、相続税評価の基準となる固定資産税評価は変わりませんから、相続税への影響はありません。国税庁は、タワマンの相続税評価の通達改正を別途検討するとのこと。

■ 物納第1順位に上場株式等を

物納財産の順位について、上場株式・社債及び証投信の受益証券を、国債等や不動産と同じ第1順位にします。

換金しやすい上場株等より不動産を優先していた古い法律を改正します。

所得税制

■ 積立NISAの創設

平成26年大人NISA、平成27年子供NISAができ、平成30年1月積立NISAがスタートします。

大人NISAは20歳以上(子供NISA、20歳未満)の居住者等を対象に、26年1月から35年12月までの間に年間120万円(子供NISAは80万円)を上限として、最大非課税投資額600万円、非課税口座で取得した上場株式等の配当等や譲渡益を最長5年間非課税とします(措法37の14)。

積立NISAでは平成30年~49年12月までに年間40万円まで非課税期間が20年間で投資でき、最大で800万円まで株式投資信託の配当等、累投の受益権譲渡所得等が非課税となります。

積立NISAと他のNISAとは選択ですが、いずれ期限の来る両NISAの受け皿とするようです。

■ 配偶者控除額に年収制限、特別控除枠拡大

平成30年分以後の所得税について、①合計所得金額が1千万円を越える居住者は配偶者控除

と配偶者特別控除不適用とし、②配偶者特別控除の配偶者の合計所得金額を38万円超123万円(改正前76万円)以下とします。

ただ実際には、社会保険の加入義務が平成28年10月1日以降は、130万円から106万円へと引き下げられており、効果は怪しいでしょう。

法人税制

■ 年所得15億円超法人は中小企業特例不可

①中小法人の軽減税率を平成31年3月末開始事業年度に延長し、800万円以下所得では実効税率は23%のままです。

②平成31年4月1日以後開始事業年度より、前3事業年度の平均所得金額年15億円超の法人は中小企業の各租税特別措置を不適用とします。

■ 組織再編税制の見直し

平成29年10月1日以後組織再編について下記のように取り扱います。

1. 適格組織再編の適用要件の見直し

①分割型分割の関係継続要件：支配法人と分割承継法人の関係のみ継続すればよしとします。

②共同事業の株式継続保有要件：50%超保有株主が交付合併法人株式全部の継続保有、ほか。

2. スピンオフ税制

事業継続など税制適格要件を満たして、①事業部門をスピンオフする場合の分割型分割、②完全子会社をスピンオフする場合の現物分配については、適格分割・適格分配の要件を満たすことを前提に、スピンオフを行う会社への譲渡損益や株主配当の課税を繰り延べます。

3. 吸収合併・株式交換の対価の柔軟化

平成29年10月1日以後、合併法人等が被合併法人等の発行済株の2/3以上を有する場合は、その他の株主に対して交付する対価を除外して対価要件を判定するため、無対価である必要がなくなります。

4. スクイズアウトによる株式交換化

スクイズアウトとは、TOB(株式公開買付)により対象会社株式の2/3以上を取得後、少数株主から強制的に株式を取得して締め出し、会社を100%子会社化することをいいます。

平成29年10月1日以後、全部取得条項付種類株式等によるスクイズアウトを組織再編税制の対象とし、2/3以上を保有していれば少数株主への金銭対価交付をしても適格再編とします。

■ サービス付き高齢者住宅の特例厳格化・廃止

サービス付き高齢者住宅の固定資産税・不動産取得税の減額措置は要件を、5戸以上→10戸以上、床面積上限280㎡(不取税240㎡)→210㎡以下へ厳しくし、法人税・所得税の特別償却制度は平成29年3月31日を以て、廃止します。